

第八十四回国 参議院 法務委員会 會議録第十七号

昭和五十三年六月十六日(金曜日)

午前十一時四分開会

委員の異動

六月十六日

辞任

熊谷太三郎君

補欠選任

竹内 潔君

出席者は左のとおり。

委員長

中尾 辰義君

理事

八木 一郎君

山本 富雄君

寺田 熊雄君

矢田部 理君

宮崎 正義君

伊江 朝雄君

上田 稔君

大石 武一君

上條 勝久君

竹内 潔君

初村滝一郎君

藤川 一秋君

阿具根 登君

秋山 長道君

橋本 敦君

円山 雅也君

江田 五月君

国務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君

政府委員

法務政務次官 青木 正久君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務省民事局長 香川 保一君

本日の会議に付した案件

○民事執行法案(内閣提出、衆議院送付)

○司法書士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民法第七百五十条の改正に関する請願(第五六号外九〇件)

○民法第十一條の改正に関する請願(第五九五号)

○法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願(第二四四号外五一)

○刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(第五〇三六号外三五件)

○刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(第五〇三六号外三五件)

○治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第六六五八号外四件)

○理事の辞任及び補欠選任の件

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(中尾辰義) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○民事執行法案及び司法書士法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

○宮崎正義君 昨日ちよつと二つばかり質問を漏らしたものがございまして、司法書士法の一部を改正する法律案につきまして、第三条の二号の裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは檢察事務官としてその職務に従事した期間が十年以上一現行法は五年ということになっておりま

すが、いわゆるこの特認の認可の件につきましてありますが、きのうも局長の方から御答弁がございました。大体二十年というふうなお話がありましたけれども、現行法の場合のときには私は十五年ぐらいというふう聞いておったわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 原則は二十年前後でございまして、例外的に十六、七年というのがございまして、原則はきのう申し上げましたとおり二十年を大体基準にいたしております。

○宮崎正義君 これは基準というんですか、いま御答弁が基準というふうなお話がありましたけれども、内規みたいな何かあるんですか、それを伺っておきます。

○政府委員(香川保一君) まあ形式は現行法におきましては各法務局長、地方法務局長の権限でございまして、それぞれの権限者が独自にそういうことを決めるべき性質のことかもしれません。やはり全国的に均衡をとらなきゃいけないということ、各法務局単位、ブロックごとに横の連携をとりながら一応の基準を決めておる、それが大体二十年を原則にしておる、こういうことと

ございまして。

○宮崎正義君 いま局長の御答弁だと、二十年ぐらいを基準にしているというお話でございましてね。ところが、十五年ぐらいの方が大分多いのじゃないですか。それで、現行法が五年で今度の改正法案が十年になったと、そういう基準のものがあるとするれば、何も変えることもないのじゃないか。また、五年のいままでの現行法だと十五年ぐらいから考えていた、今度は十年となつたら二十年ぐらいを基準にしていこう算数的な考え方ではないのか、本当にしっかりと

しているわけですか。そうしますと、いま御答弁が

りました内容がどうもちよつとわかりかねるので、第五条の毎年一回以上の試験になっている、その「以上」という意味なんかもちよつとわからないのですが、どういふふうなことでござい

か。

○政府委員(香川保一君) まあ実際はこれからの運用をいたしまして毎年一回ということに原則的にはなろうかと思ひますけれども、法律で年一回に限るということにする理由もございませんで、一回以上ということになっておるわけですが、ただ、実際問題として、たとえはある年の前半ぐらいに試験を受けたという人が一万名を超すといふふうなことになるってまいりますと、それをさらに半年待たすといふのもいかになものかと、そういうふうなこともございまして、場合によつては受験申請者の数等も考えてそれは二回やらなきゃならぬといふふうな事態もあるかもし

れませんが、大体のところは、すでに現行法のもので事実上やっております統一試験の実際から申しますと、年一回で十分ではなからうかといふうに考えております。

○宮崎正義君 いずれにしても随時選考という例外的な形になってくるということ、これは将来やはり補助者等の問題等も含めて御考慮を願つていくようにしなければならぬ問題だと思ひましたのできょうまた改めて質問をしたわけです。将来にわたつての考え方というものをもう一度聞かしていただきまして、私は質問を終わります。

○政府委員(香川保一君) 先ほど御答弁申し上げましたのは、現行法での各ブロックごとの基準でございまして、まあそれはそれなりの理由もあると思ひますけれども、今度は法務大臣の行う国家試験が原則になり、あわせて法務大臣の認定による特認という形になるわけでございます。私に

もとしては、御趣旨も十分踏まえて、果たして二十年というふうな基準を法務大臣の認定の基準として設けるのはいかがか、その辺のところは十分再検討したい、かように考えております。

○宮崎正義君 私、終わります。

○橋本敦君 それじゃ、私、続きまして司法書士法の一部を改正する法律案について、この法案に賛成する立場であります、若干の質問をさせていただきます。

まず第一に、第一条で新しくこの法の目的が定められまして、第一条によりまして、「この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにあり、」云々とあって、「もつて国民の権利の保全に寄与することを目的とする。」と、こう定めてあります。私はこの趣旨自体は賛成でありませんが、ここに言う国民の権利の保全に寄与するということも非常に重大な問題でありまして、登記がいわゆる国民の権利義務関係に深くかかわつておることを考えますと、司法書士の制度の改善を通じて同時に国民の権利の保全に寄与するといことが具体的に運用を通じて実施をされていくことが国民から期待されておるわけであります。

そこで、民事局長に御説明をいただきたいのですが、国民の権利の保全に寄与するということは、運用上法務省としては具体的にはどのような期待を持って定められたのでありましようか、その点お話しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 国家試験制の導入もその最たるものだと思うのでありますが、いまお示しの国民の権利の保全に非常にかかわりのある大事な仕事をしておるわけでございますので、私どもとしては、こういった目的規定、あるいはこれに関連しまして一条の二の職責規定を設けていただくことによりまして、司法書士の資質をもつと向上させ、品位の保持のみならず業務の改善についてもさらに一段と努力されるように期待し、私どももできるだけそういう線に沿った協力をしたい、かように考えておるわけでございます。

○橋本敦君 御趣旨はよくわかりました。

東京司法書士会が発行しております会報が「司法の窓」という題で出ておるわけでございしますが、この会報を見まして、司法書士会が行われたアンケート調査がございしますが、このアンケート調査によりまして、国民が司法書士の皆さんに仕事を依頼するというのは、いわゆる便利だから利用するというそういう観点よりも、やはり手続あるいは登記等に関連をいたしまして法的な専門家としての信頼を背景に依頼するという傾向が強いという調査が出ておるわけでございます。私はそれ自体は国民の見方からして正しい見方だと思ひますが、そうなりますと、その国民の期待にこたえるために、この第一条に示され、いま局長が御答弁いただきましたように、今後資質の向上という面について、あるいは業務の精通という面について、これからのいよいよ大事にならうかと思ひます。

そこで、その一つとしていま局長がお話しになりました国家試験を行うという問題であります。国家試験の内容がそれにふさわしいものでなくてはならぬだろうと思ひます。そうなりますと、法律の専門家という国民の期待があり、そしてまたわが国全体の法律関係の一翼を担うと、こういうことになってまいりますと、何と申してもわが国の根幹の法は憲法でありますし、憲法というのが国民生活の中でも非常に重要でありますから、この試験科目の中に第五条で「民法、商法及び刑法に関する知識」と、こうあり、それから三の中で「その他司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力」とありますが、この三は主として技術的な問題だろうと思ひますが、憲法をこの試験の中に加えたかどうかという意見を私は持っているのですが、それについての局長のお考えはいかがでございしょうか。

○政府委員(香川保一君) これはまあ司法書士試験の見方だろうと思ひますが、司法書士のこの試験は、いわば法律専門家をつくらんと申しまして、どちらかと言へばその専門的な関係の知識と技能と申しますか、そういうたいわば

ぐれて実務的な人を養成するという線に沿つたものだろうと思ひます。そういうことから考えますと、常識として申しますか、憲法感覚を身につけて憲法を知っておることは常識として大事なことでと思ひますけれども、国家試験の必須科目として憲法をせひやらなきやならぬというふうな要請は出てこないのじやないか。わが国のこの種の業法を全部見ましても、憲法を必須科目にしておるものは全くないわけでございませう。ただ、おっしゃる通りに、司法書士の職務というものが、人権に関係することもございませうし、あるいは登記というふうな技術的なものでもやはり権利保全というふうな面あるいは行政処分に対応する手続でございませうので、そういういろいろの面を考えますと、場合によっては、憲法常識というふうな意味で、ただいま御指摘のこの五条二項三号の中で、専門的な憲法の試験という意味ではなくて、憲法常識的なことを試験するということも私は可能だろうというふうに考えておるわけでございませう。

○橋本敦君 いま局長がおっしゃったように、いわゆる常識的な基本原則ということではないのだからと思ひます。専門的な憲法学ということではなくていいのだからと私もその点は同感でございます。しかし、そういういまおっしゃったような趣旨にして、憲法感覚というものを正しくやっばり身につけていただく措置というのが指導的な面で要るのではないかと、こういうふうにも思ひますので、なお今後御検討願ひたいと思ひます。

そこで、局長がいまおっしゃったような考え方で試験を行うといたしますと、「刑法に関する知識」とつまり刑法が科目になつておるわけですが、これはどういふ趣旨でございませうか。

○政府委員(香川保一君) 司法書士の業務の一つとして検察庁に提出する書類を作成するという関係があるわけでございませうが、この面が刑法にかかわつてくると、こういうことでございませう。

○橋本敦君 よくわかりました。

この刑法ということになりますと、これは高度に専門的な刑法理論という問題じやなくて、実務的な水準で必要な範囲の知識という程度だろうと思ひます。そういう刑法本法とともに刑事訴訟法がむしろ非常に具体的な関係を持つてまいるわけでございませう。だから、そういう意味では私は刑法ということだけじやなくて刑事訴訟法の基礎知識も要るのではないかと、こう思ひますが、その点はいかがなふうになる御予定ですか。

○政府委員(香川保一君) 刑事訴訟法に關しましては、この五条二項二号の「訴訟に関する知識」という中に含めて考へる余地は十分あるわけでございませう。

○橋本敦君 なるほど、二号に入るといふお考えね、その点わかりました。

司法書士さんの業務について、簡単な国民からの法律相談に応じられるという能力と資質とを持つていらつしやることも必要ではないかと、公然と制度的に法律相談を認めるとなると弁護士会との問題があるという局長のきのうの御答弁がございまして、私もそれをよく知つておるわけでございませう。しかし、そういう弁護士と司法書士の職域と、この間の張り合いというふうなことは余り好ましくないわけで、実際の国民の需要、要求という観点から考えますと、先ほどアンケートでもお示したように、法律の専門家の一人という期待を国民が持っているという実情が一つあるのと、宮崎委員がきのう御指摘になりましたような関係で、身近に相談をする人が、地方に参りますと弁護士さんよりむしろ司法書士さんの方が多という地域状況もある。そう考えますと、私は司法書士さんの資質の向上というのには社会的に非常に重要だと思つておるのですが、たまたま局長も御存じと思ひますが、昭和五十二年一月十八日松山地裁の司法書士の職域と任務に関する判決がございまして、この中で、裁判所は、「司法書士は……囑託人の真意を把握し窮極の趣旨に合致するように法律的判断を加えて、当該の法律事件を法律的に整理

○橋本敦君 よくわかりました。

○橋本敦君 よくわかりました。

○橋本敦君 よくわかりました。

○橋本敦君 よくわかりました。

し完備した書類を作成するところにその業務の意義があるのであり」という前提を置きまして、その次に「国民の身近な相談役の法律家として成長してゆくことが期待されるのである。」と、こういう判断がございましてね。私はこの判断それ自体は私がお話しした実情から見ても正しいと思うのでありますが、そういう趣旨で、この試験については余り高度な法律専門的知識は必要ございませんが、憲法あるいは刑事訴訟法、国民の権利に関する基本的な素養が身につけられるというそういう試験のあり方として御検討、研究をしていただきたいということをお願いするものであります。その点はどうか。

○政府委員(香川保一君) おっしゃるとおり、確かに法曹人口も足りないと言われておりますし、特に地方へ参りますればこのごろの国民生活は直接間接いろいろ法律が関係する場面が多いわけでごさいます。そういう意味の国民の法律生活のよき相談相手というふうなものがぜひとも必要であり、そういうことが弁護士法にも期待されると思うのであります。しかし、なかなか田舎に参りますれば弁護士さんがいらっしやらないというふうな状況がございまして、そういう事実を前提にいたしまして、できることならば、司法書士とは申しませんが、まあ近いものとして司法書士等がそういう相談相手になるというふうなことが非常に大事なことでないかというふうな思ふのであります。だから、そのところは、弁護士会自身ももう少しおおらかに考えていただいて、そういうことをやりました場合に司法書士のところで粗ごしの相談をすれば、これはいささかむずかしいとなれば弁護士さんの方へ回すというふうなこと、まあ運用の問題が大事だと思うのであります。専門医と町の一般開業医というふうなそういう関係がうまくできれば問題ないのじゃないかと思うのでありますけれども、なかなかその辺のところ、やはり間違つたことをやめた場合にどうするかというふうな問題も含めて考えますと、弁護士会がなかなかそういう方向に

歩み寄つていただけない理由もわからぬではないのでありますけれども、もう少し全体的におおらかに考えていただけないかというふうな期待をいたしておるわけでありまして、まあそういうことはともかくといたしまして、少なくとも業務に関係することにつきましてやり間違ひのない相談相手になれるということがも先決問題として何よりも必要でございまして、先決問題として何よりも必要でございまして、あるいは指導にも努めてまいりたいというふうな考えておられます。

○橋本教君 この試験の受験資格については特段の制限はございませんか。

○政府委員(香川保一君) 制限はございません。○橋本教君 受験資格について学歴その他特段の制限がないというのは私はいいことだと思ひますが、それだけに試験を余り高度化してはならない、さりとていま言った要請にこたえなければならぬということ、司法書士会の司法書士となつた皆さんに対する今後の育成指導ということについても法務省としては格段の御努力と御協力をお願いしておきたいと思ひます。その次に、登録に関する問題、登録の取り消しの問題ですが、この登録に関し司法書士会を経由して登録するという手続になっておられます。あるいはまた登録の取り消しというふうなことが懲戒としても行われるし、また登録を受理しないというふうなことも行われるというところで、監督権というところであります。かなり大変な重大な権限を法務省が持つていらっしゃる。そこで、私はその点に關連をして聞かれますが、たとえば六条の關係におきまして登録の申請をする。その場合には、法務局又は地方方法務局長に該当する場合には、法務局又は地方方法務局長の登録を拒否しなければならぬ。つまり、登録拒否、司法書士業務を試験に合格した人に対しては拒否しないという厳しい、拒否義務とまではまいりませんけれども、そういう扱いになっているわけですね。その中に、たとえば具体的な

客観的事実を判断材料とするものであればよくわかるのですが、三号では「司法書士の信用又は品位を害するおそれがあるとき」つまり事前予防のよきことで登録を拒否しちゃうわけですね。私は、この認定が不当にやられますと、大変な人権侵害なり職業の自由を奪うということになりかねないという問題があるという心配をするわけですね。そこで、具体的に登録を拒否されてしまうというそれ、具体的に司法書士としての「信用又は品位を害するおそれがある」というのは、具体的にどういふ事実でどういふ認定をするということになるのか、何か客観的基準があるのか、この辺が私は疑問なんです。その点はいかがでしよう。

○政府委員(香川保一君) この六条の二の二項三号の例としましては、たとえば現在刑事訴訟を受けておられるというふうな者が最も典型的な例として考えられると思ふのであります。ただ、お説のとおり「信用又は品位を害するおそれがある」というふうなきわめて抽象的な書き方があるとき、「おそれがある」といふふうなこともなつておる關係上、この運用の誤りないようになさるべきでない。私どもとしては、この改正法が施行になる際には、この辺の運用基準と申しますか、具体的な例示もいたしまして、そして問題があるときには本省に内示するというふうなことで運用の誤りないよう期していききたい、かように考えておるわけがございまして。

○橋本教君 いま局長が御答弁になりました運用基準をおつくりいただきました。それは、私には非客観的基準を明示するといふのは、私はこれは非常によいことだ、大事なことであると思ふのであります。この点については私は法務大臣の御意見も伺つておきたいのですが、司法書士の資格を試験によつて取得した人が、その人の行動といたしまして法務省のお気に食わないこと、たとえば、私どもの言葉でいう弁護士法案件の反対の集會に参加したとか、あるいは私どもの立場で言えば共產主義的思想を持っているとか、そういうことによつて、本人はわかりませんが、このおそれがあるということ、こういうことで登録を受理されないということになります。これは本當に憲法に違反する大問題が起るわけですね。だから、そういうことにならないという明確な基準というものは、これは国民の職業上の自由あるいは市民的自由の確保という上から、法務省としては責任を持って、いま局長がおつした運用基準で正しく運用していただきたいと思ふのです。この点についての大臣の御見解はいかがでしよう。

○國務大臣(瀬戸山三男君) この種の法文の書き方というものは、読んでいただくと、「信用又は品位を害するおそれがある」といふとき、他司法書士の職責に照し司法書士としての適格性を欠くとき、そういうものは確かに適当じゃないのですけれども、法文の形でおおむねこういうふうな表現をしておるわけがございまして。ただ、具体的に法務局長あるいは地方法務局長等が専断でやられますと、これはどんなにでも運用できるわけがございまして、法の目的はそういうことではございませぬ。先ほど民事局長からお答えしたとおりの具体的な、やはりこれはふさわしくないといふものは、いままおつしたように、こういうことは思想であるとか信条であるとかそういうものは何もこれに關係ないことであるから、そういう懸念がないような措置は当然とらなければならぬ、かように考えておられます。

○橋本教君 その点はずいぶん後の運用において大臣、局長がおつした趣旨が生かされるようにお願いをしておきます。

○橋本教君 その点はずいぶん後の運用において大臣、局長がおつした趣旨が生かされるようにお願いをしておきます。

○橋本教君 その点はずいぶん後の運用において大臣、局長がおつした趣旨が生かされるようにお願いをしておきます。

しがございますが、こういう登録の受理もしくは取り消しという重大な権利関係の変動に係るにしまして、第六条の五によりまして、「法務局又は地方法務局長は、必要があると認めるときは、登録に関して、その管轄区域内に設立された司法書士会の意見を求めることができる。」という任意裁量の関係で意見を求めるということになっているわけですが、そこで、私はこの規定があることは賛成ですけれども、いやしくも登録の受理をしない、あるいは懲戒として登録の取り消しをするという重大な権利の剝奪に関するようなそういう処分の前には、当然司法書士会の適正な意見を求めるということをせよという趣旨に運用が正しいのではないかと。この六条の五の「必要があると認めるときは」というのは、そういう趣旨に運用していただけるものだと、こう解してよろしいでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 御指摘の六条の五というのは、他の業法における登録手続については全くその例を見ない規定でございます。私どももいたしましては、先ほどもお述べいただきましたように、できるだけ司法書士会というものが司法書士の指導育成に努力していただく、そういう方向に持っていきたくてでございます。しかし、現在の各司法書士会の実情を見ますと、大都市の司法書士会はそれなりの整備もできておりますけれども、地方の司法書士会によりましては、なかなか会の事務もたとえ会長の事務所で会長の補助者が会の事務をやつておるといふような程度のところも遺憾ながらあるわけでございます。したがって、法律で何もかもすべて司法書士会に登録については意見を求めるというふうなことに義務づけられますと、役所の方はいいのでございますけれども、司法書士会の方はなかなかついてこれない。これは意見を求められますと、たとえば先ほどの登録拒否事由の関係も含めまして、その他の欠格事由等の調査も問題になるわけでございますし、なかなか容易でないわけでございます。したがって、法文上はこのように「必要があると認

めるときは」ということにしておいていただきたい、司法書士会の今後の育成をまってお示しのような方向に徐々に持っていきたいというふうな考えて、こういうふうなことをお聞きを聞いて、できることならばすべて会の意見を聞くということが好ましいことは当然のことだと思っております。

○橋本教君 そういういま局長がおっしゃったような実情があるにせよ、将来の期待としては司法書士会がやつぱり自律的自主的な機能を整備して持っていくことを法務省としても期待されておられると思うのです。だから、そういう関係で司法書士会の法務大臣に対する建議ができるということも新設されている。これは私はいま局長がおっしゃった実情はあるにせよ、将来法務大臣に司法書士会としての建議ということを公然と十七条の三で新しく入れたというのは、やつぱり司法書士会の全体の制度的改善を含む重要な規定だと思っております。だから、これが本当に自主的に今後行われるように強く期待をしたいと思います、またそのように指導していただきたい、こう思うわけですが。

もう一つ、現在の登記事務関係について、登記の滞り、法務省自体の側の人員の不足その他でかねてから法務委員会等でもお願いなり要求なり人員増やりの問題がありますが、きょうはそれはさておくといたしまして、コンピュータシステムの問題について、三お伺いしておきたいと思っております。いわゆるコンピュータ化ということが言われてからずいぶん御研究になつておられる由でありますし、私も見学もさせていただいたわけでありますが、このコンピュータの利用ということについて将来の展望、どの範囲まで法務省はおやりになるというふうな計画をお持ちでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 将来はできることならばコンピュータによって事務を処理するということにしたいわけでございますが、その展望といたしまして、いま申しましたような願望は別といたしまして、なかなか全国の登記事務をコン

ピューター化するというのは技術的にも相当問題がございますし、また財政的にも大きな問題であろうと思つております。全国の登記事務をコンピュータで処理するとなつた場合に一体幾ら金がかかるのだろうというふうなことも実はまだ試算ができていないわけでございまして、これはまあいろいろなやり方が考えられるわけでございまして、どんなやり方がいいか、それも非常に問題でございますし、何よりもまた、現在御承知のとおり、登記所というのは全国に千百ぐらゐり分散しておるわけでございまして、これをこのままにしてコンピュータ化ということは、これはどうして不可能だと思つておられます。そうしますと、やはり思い切つた登記所の統合ということも必要になつてまいるわけでございまして、そうすると、国民の側から見ますと非常に不便になつてくるという面は否定できないわけでございまして、この辺の登記所そのものを統合しながらコンピュータ化するということによって国民の不便をどのように解消するかという問題も大事な問題としてあるわけであります。その辺のところも含めて考えますと、なかなか全体の構想と申しますが、それはまだ私どもとして遺憾ながらでき上がつていないわけでございまして、その辺のところをいま模索しておると申し上げるのが一番正直なことだと思つておられますが、そういう状況でございます。

○橋本教君 わかりました。私がいまコンピュータ問題提起した理由は、将来、いまの供託金問題等だけじゃなくて、甲号事件、乙号事件全般について情報システムの集約化ということが進んでコンピュータ化されてまいりますと、国民の権利関係がどうかという面、それから司法書士の業務自体がコンピュータに打ち込む関係で非常に定型化されていかなくちやならぬという新たな技術的な研修の面、司法書士さんの仕事とそれからその運用ということ自体にも法務省の研究についでいかなきやならぬという問題が出てくるわけですね。だから、コンピュータ化というのは局長がおっしゃるように、莫大な費用その他がか

かるし、全体の展望がなかなかむずかしいので模索していらつしやると、こういうことですが、これを進める上では、もしお進めになるとすれば、司法書士制度の改善なり、あるいは研修なり、あるいは司法書士会の意見を聞きなすという、こういうことが並行的に行われていきたいと思います、これは合理的なものがなかなかでき上がらないだろうと、こう思つておられます。いまのお話では模索段階だということですが、模索にしろこれからは法務省は研究を続けられるわけでありまして、それに関連しては最も身近な司法書士の皆さんも重大な関心を持つておられると思つておられます。これについては今後司法書士会の皆さんも適宜必要な協議なり意見聴取なり、そういうことも含めて検討していただきたいと、こう思つておられますが、いかがでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 登記制度のコンピュータ化と司法書士の関係で御指摘がございましたので、細かなことでございしますが、いま考えられておられますのは、何と申しましても登記の記載というのは漢字が非常に多いわけでございまして、人名から地名、こういったものがひらがな化しますと同一のもののがわからなくなつてくる。どうしても漢字でもってあらわさなかならぬ。これはどうしようもないことでございまして、そうなりますと、申請書を、特殊の、ひげ文字と言つておりますが、普通の漢字の活字にひげで符号をつけたようなそういう活字のタイプというふうなことになるわけでございまして、現在の司法書士の事務所は人が出入りが激しいわけでございまして、そういうところで非常にごみが立つというふうなことになるタイプに微妙な影響が出てくるのでございまして、そうなりますと、やはり空気の清浄なそういうタイプ室をつくらなかならぬというふうな問題もございまして、現在のところそのタイプは一台大体三五千ぐらゐりかかるのでございまして、そういうことが一体現在の司法書士に耐えるかどうかという問題が先決問題としてあるわけでございまして、だから、いま意見を聞き

す。
○円山雅也君 その問題はこの程度にいたしまして、次に特認制度についてお聞きをいたします。

きのうの民事局長のお答えでは、特認対象者だから当然なるわけじゃなくて、法務大臣が別途に試験をしてそれでも入れるのだという御回答でございました。そうすると、この法務大臣の行

う別途な試験と、それから一般が受ける普通の国家試験と比べて、たとえば、難易とか、科目の多少とか、相当な差異があるの、でございますか。
○政府委員(香川保一君) これはおのずから差異が出てくるというふうにお考えおられるわけであり

ます。たとえばこれは法務局の職員を例にとつて申し上げますと、任官してから登記いらずに申上げますと、任官してから登記いらずに申上げますと、任官してから登記いらずに申上げますと、任官してから登記いらずに申上げますと、

と、どここの出張所長をやり、あるいは登記課長をやったというふうな人をお考えますと、これはまあ登記は一人以上の能力を持っておられるわけでございます。しかし、その人は実は訴訟の関係というふうなことは何もやったわけじゃありませんから、一つの教養としてそういうものは関連して知ってはおられるでしょうけれども、そういう職歴からだけではそういう知識があるとはなかなか客観的には認定しにくい。そういうときに訴訟法の

民事訴訟法なら民事訴訟法なり、あるいは刑事訴訟法の問題を認定の資料として試験をすることというふうなことが一つの例として考えられるわけでございます。そういう意味で、法務大臣が認定するに当たってのいわば試験というものは一般の国家試験とは内容もそれは違ふのは当然のことだろうと、こういうふうにお考えしております。

○円山雅也君 そうしますと、結局、その差が出るのは、特認の対象者がそれまでの職業上の知識とか体験とかいうものがプラスになつてくるから、だからそのプラス分を引いた残りについての分を試験すればいいというふうになるのでしょうか。
○政府委員(香川保一君) まあわかりやすく言

えばそういうことだと思えますけれども、これは

やっぱり経歴やいろいろの人がございまして、いま任官してから登記いらずに来た人の例をとりましたけれども、そういう人はそうたくさんいるわけじゃございませんので、いろいろそのケースによつて認定試験というものがおのずから差が出てくるだろうというふうにお考えしております。

○円山雅也君 ちょっと大変悪意悪問なんですけれども、そうなりますと、つまり一般国家試験に比較して不足分、つまり従来の経験はプラスとして残して、この不足分を補う特別な試験だということになれば、結局このプラス分は持っている方が対象になるはずだから、だから特認者の方も一般の国家試験を受ければその分は通過するんだから、あとの分だけの審査の対象になるんで、一般の国家試験を受けさせればいいのじゃないでしょうか。

○政府委員(香川保一君) きわめて何とないですか自信のある、男らしく物を言へば、そういうことになるのかもしれない。しかし、こういう制度というのは、私はやっぱり目に見えないそれなりのプラスが非常にあるだろうと思つております。だからこそ、各業法におきまして、これは何も自分の方の職員がかわいとかそういうこととは違つて、どちらかといつても、やはり登記の関係の仕事をする司法書士というのはその仕事ぶりというのは非常に登記行政に影響があるわけでございます。現在、御承知のとおり、登記所は職員も少ないというふうなことでみんな苦

勞してやっておられるわけでございますけれども、その面がより苦勞するか若干でも緩和されるかというところは司法書士の仕事ぶりによつて非常に違つてくるわけでございます。そういう意味から申しますと、どちらかと言へば、そういう本當の登記業務を中々経験した人がむしろ登記の方の外働の仕事を主にしてやるといふふうな、まあ国家試験を合格した者が原則ではなくて、そういう経験と実務の知識を持つておられる人がむしろ原則的に司法書士になつていただく方が制度としては私は実質的にいいだろうと思つております。しかし、たてま

えといつたしまして、それはかつこうがちよつとつかぬといふことになるかと思つて、こういう国家試験を一号に掲げ、二号で特認の制度を置いてあるといふことでございます。私は、制度の運用を、単なる観念論でなしに、実質どういふ形にするのが全体として国民のためになるかという観点から申しますと、やはり特認の制度というのはぜひ必要な制度だろうというふうにお考えしております。

○円山雅也君 ちょっと細かい質問になります。この特認の条文ですが、改正法でいくと三條の二号になります。それから現行法でいきますと二條の一号ですが、現行法の二條の一号は、「檢察事務官の職の二又は二以上に在つて」という文句が入つておりますが、改正法はその「一又は二以上に在つて」というのを削つておりますけれども、これは同じでございます。適用面では、○政府委員(香川保一君) 現在流の書き方がこの改正案の「通算して」といふふうなところにあるわけでおられるわけでございます。

○円山雅也君 では、最後の質問でございます。これは四條の六号ですか、欠格事由ですね。六号ですけれども、この中に、たとえば弁護士が懲戒処分ですけれども、この中に、たとえば弁護士が懲戒処分ですけれども、弁護士が懲戒処分では除名がございまして、弁護士が懲戒処分では除名がございまして、弁護士が懲戒処分では除名がございまして、弁護士が懲戒処分では除名がございまして、

えといつたしまして、それはかつこうがちよつとつかぬといふことになるかと思つて、こういう国家試験を一号に掲げ、二号で特認の制度を置いてあるといふことでございます。私は、制度の運用を、単なる観念論でなしに、実質どういふ形にするのが全体として国民のためになるかという観点から申しますと、やはり特認の制度というのはぜひ必要な制度だろうというふうにお考えしております。

○円山雅也君 ちょっと細かい質問になります。この特認の条文ですが、改正法でいくと三條の二号になります。それから現行法でいきますと二條の一号ですが、現行法の二條の一号は、「檢察事務官の職の二又は二以上に在つて」という文句が入つておりますが、改正法はその「一又は二以上に在つて」というのを削つておりますけれども、これは同じでございます。適用面では、○政府委員(香川保一君) 現在流の書き方がこの改正案の「通算して」といふふうなところにあるわけでおられるわけでございます。

○円山雅也君 では、最後の質問でございます。これは四條の六号ですか、欠格事由ですね。六号ですけれども、この中に、たとえば弁護士が懲戒処分ですけれども、この中に、たとえば弁護士が懲戒処分ですけれども、弁護士が懲戒処分では除名がございまして、弁護士が懲戒処分では除名がございまして、

○政府委員(香川保一君) これは、御説のとおり、私は除外する合理的な理由はないと思つております。しかし、これは弁護士といふことになつておる。しかし、考え方としては、弁護士が懲戒処分を受けた、それでも司法書士にはすぐなれるんだといふのはいかかなものかといふふうにお考えをされておられるわけですが、そういう例は幸いまでございませぬので、したがつて、今回もそのこところはとりたてていふふうなことでなしに、従来どおりの規定にいたしておるわけでございます。

○円山雅也君 これは弁護士が一番司法書士の業務とは似ております。そうすると、公認會計士とか計理士とかそういう者が登録を抹消されてもこれは欠格事由になるのに、弁護士が除名なるといつたらこれはもう大変な悪問なことをしなないと除名まではいかないと申すのです。そうすると、そういう者が、たとえば依頼者の金を使い込んだような弁護士でも司法書士の資格になるんだといふので、これは弁護士への御好意なのか、それとも弁護士会の懲戒が会の私的処分では他は全部国の処分だからその辺で区別をされたのかな、どつちなのかなと思つておられます。

○政府委員(香川保一君) 率直に申しますと、これは弁護士と司法書士を兼業の人の場合でございます。それから、その場合に、おっしゃるとおり弁護士の方が懲戒処分でございふた業務禁止とありました場合に、当然に司法書士の方の登録取り消しには響いてこないわけでございますけれども、その弁護士が懲戒処分を受けられた事実によつては、独自にそれがおつしやるように司法書士との業務の類似性といふことが、近似性があるわけでございます。それから、やはり司法書士としての懲戒処分を発動するといふ余地は十分あるかと思つております。ところが、これをもしもこちらの方に弁護士を入れますと、今度は弁護士法の方にはひっくり返つて逆のことを皆入れなきやならぬといふふうなこともございまして、今回はその辺のところはさらに全般的な業法の問題でございまして、他の省庁とも協議した上でやっぱりやらなきやならぬといふふうなことで見送つたわけでございます。

○円山雅也君 終わります。

○委員長(中尾辰義君) 委員の異動について御報告いたします。本日、熊谷太三郎君が委員を辞任され、その補欠として竹内潔君が選任されました。

○委員長(中尾辰義君) 両案のうち、司法書士法

の一部を改正する法律案についての質疑を終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

別に御発言もないようでございますから、これより直ちに採決に入ります。

司法書士法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

寺田君から発言を求められておりますので、これを許します。寺田君。

○寺田熊雄君 私、ただいま可決されました司法書士法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、新自由クラブ及び社会民主連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

司法書士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の配慮をなすべきである。

一 登記制度の適正な運用を期するため、

(一) 登記事務に従事する職員の増員並びに登記所の施設及び環境の改善整備

(二) 不動産登記法第十七条の地図及び建物所在の整備並びに不動産表示登記事務の処理体制の充実強化

(三) 鮮明な登記簿謄抄本の解消など乙号事務処理の適正迅速化を図ること。

二 司法書士の品位の向上、業務の改善及び社会的地位の向上を図るため司法書士会の指導力を強化するなど適切な措置の実施に努めること。

三 司法書士試験制度の運用に当たっては、司法書士に対する社会的需要に応ずるよう適切な配慮をするともに、各地方において国民の司法書士制度の利用を容易にするため、司法書士の配置に配慮すること。

四 司法書士の報酬制度について、実情に即した改善を図ること。

五 司法書士の登録制度の実施に当たっては、司法書士会の協力により、円滑な運用を図ること。

六 コンピューターシステムを登記事務に採用する問題については、日本司法書士会連合会など関係団体の意見を尊重しつつ、慎重に検討し、登記制度の適正な運用に遺憾のないようすること。

七 土地家屋調査士法についても関係方面の意見を尊重し、司法書士法の改正と同趣旨の改正案を速やかに国会に提案すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(中尾辰義君) ただいま寺田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中尾辰義君) 全会一致と認めます。

よって、寺田君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、瀬戸山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

瀬戸山法務大臣。

○国務大臣(瀬戸山三男君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして鋭意努力してまいりたいと思っております。

○委員長(中尾辰義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

民事執行法案の取り扱いにつきましては理事会で協議いたします。

○委員長(中尾辰義君) これより請願の審査を行います。

第五六号民法七百五十条の改正に関する請願外二百八件を議題といたします。

今期国会中本委員会に付託されました請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおり二百九件でございます。理事会で協議の結果、第五九五号民法第十一号の改正に関する請願外五十三件は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとし、第五六号民法第七百五十条の改正に関する請願外百五十四件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後零時七十分休憩

午後零時十八分開会

○委員長(中尾辰義君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

寺田熊雄君から、本日、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの理事に伴い、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中尾辰義君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

檢察及び裁判の運営等に関する調査のための閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱い等を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中尾辰義君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

〔参照〕

法務委員会付託請願中採択一覧表(五四件)

- 第五九五号 民法第十一条の改正に関する請願
- 第二二四四号、第二一九三号、第二二一七号、第二二一八号、第二二五〇号、第二二六三三号、第二二七一七号、第二二九七号、第二二九八号、第二三二一七号、第二三七六号、第二三七七号、第二三七八号、第二三八八号、第二三三九号、第二三三〇号、第二四三四号、第二四三五号、第二四三六号、第二四四五号、第二四六七号、第二四九九号、第二五〇〇号、第二五三六号、第二五三七号、第二五三八号、第二五五九号、第二五九九号、第二六〇八号、第二六一六号、第二二六三六号、第二二六四四号、第二二六六号、第二二七二二号、第二二七八号、第二二七四六号、第二八一五号、第二八三九号、第二八四九号、第二八六一号、第二八九九号、第二九〇二号、第二九八八号、第二九九九号、第三〇四五号、第三〇七五号、第三三三三三号、第三三六〇五号、第三三九二二号、第三四二〇五号、第三四二八四号、第三五五五四号、第三六二二八号、第三六三三八号 法務局、更

生保護官署及び入国管理官署職員的大幅増員に関する請願